

## 三浦都市計画地区計画の決定（三浦市決定）

都市計画三崎口駅東地区地区計画を次のように決定する。

名 称	三崎口駅東地区地区計画
位 置	三浦市初声町
面 積	約 3. 2 h a
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標 本地区は、京浜急行久里浜線三崎口駅東に位置し、地区周辺は既に、良好な住宅市街地が形成されている。そこで本地区計画により駅隣接地と新たに土地区画整理事業により整備された街区及び駅前沿道に商業業務機能の適切な誘導を図り、新たな都市拠点として魅力ある都市環境の形成と活力あるまちづくりを目標とする。
	土地利用の方針 駅利用者及び付近住民のための生活利便性の向上を図り、安全で快適な商業・業務機能の計画的な誘導を図るため、地区的特性を考慮し、次の方針により土地利用を図る。 また、地区内においては、回遊性のある歩行者動線の確保に努めるものとする。 (A地区) 適切な配置及び規模の駅前広場の確保を図るとともに、駅隣接の立地条件を生かし、居住複合の商業・業務機能の集積を図る。 (B地区) 土地区画整理事業により整備された街区において、周辺住宅地の居住環境と調和した、生活利便施設を兼ね備えた建築物の立地を図る。 (C地区) 駅前にふさわしい沿道土地利用を図る。
	地区施設の整備の方針 三浦市道 416-3号線及び緑道について、その維持と保全を図るとともに、快適な道路空間の形成を図るために、歩道状空地を配置する。さらに駅前についても、その機能が損なわれないように維持と保全に努める。
	建築物等の整備の方針 本地区における適正な建築物の誘導と周辺における住環境保護の観点から建築物の用途、敷地面積の最低規模、壁面の位置、建ぺい率等について必要な基準を設定する。 また、建築物の屋根及び外壁の色彩は地区の景観と調和したものとし、かき又はさくについては、積極的に生け垣化を進め、地区の緑化の向上に努める。
	緑化の方針 緑あふれた潤いある都市環境の形成を図るため、公共空間の緑化を図るとともに、敷地内緑化を推進する。

地 区 整 備 計 画	地区施設の 配置及び規模	道 路	幅員12m 延長約300m		
		歩道状空地	面積約720m <sup>2</sup> 幅員1m 延長約100m 幅員2m 延長約310m		
		駅前広場	面積約1,500m <sup>2</sup> (A地区の適切な位置に設置する。)		
		公共空地(緑道)	幅員5m 延長約20m		
	地区の区分	地区の名称	A地区	B地区	C地区
		地区の面積	約1.2ha	約1.8ha	約0.2ha
建 築 物 等 の 用 途 の 制 限		<p>次の各号に掲げ るものは建築して はならない。</p> <p>1 建築物の1、 2階部分を住宅 共同住宅、寄宿 舎又は下宿の用 途に供するもの ただし、入口ホ ール、階段など の部分は除く。</p> <p>2 自動車教習所</p> <p>3 畜舎(ペット ショップは除く 。)</p> <p>4 原動機を使用 する工場で作業 場の床面積の合 計が50m<sup>2</sup>を超 えるもの</p> <p>5 自動車修理工 場</p> <p>6 マージャン屋 ばちゃんこ屋、射 的場、勝馬投票 券発売所、場外 車券売場、その 他これらに類す るもの</p> <p>7 カラオケボッ クスその他これ に類するもの</p> <p>8 危険物の貯蔵 又は処理に供す るもの</p>			<p>次の各号に掲げ るものは建築して はならない。</p> <p>1 建築物の1階 部分を住宅、共 同住宅、寄宿舎 又は、下宿の用 途に供するもの ただし、入口ホ ール、階段など の部分は除く。</p> <p>2 3000m<sup>2</sup>を 超える建築物付 属車庫</p> <p>3 原動機を使用 する工場で作業 場の床面積の合 計が50m<sup>2</sup>を超 えるもの</p> <p>4 ポーリング場 スケート場、水 泳場、スキー場 ゴルフ練習場、 バッティング練 習場</p> <p>5 ホテル又は旅 館</p> <p>6 自動車教習所</p> <p>7 畜舎</p> <p>8 マージャン屋 ばちゃんこ屋、射 的場、勝馬投票 券発売所、場外 車券売場、その 他これらに類す るもの</p> <p>9 カラオケボッ クスその他これ に類するもの</p> <p>10 住宅で事務所 店舗その他これ らに類する用途 を兼ねるもの</p>

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の用途の制限	うち、それらの用途に供する部分の床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超えるもの 11 危険物の貯蔵又は処理に供するもの 12 自動車修理工場	
	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	—	6 / 10	—
	建築物の敷地面積の最低限度	—	200m <sup>2</sup> ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りではない。 1 公衆便所、派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地 2 告示日において現に建築物の敷地として使用されている土地で、適合しないもの 3 土地区画整理事業により換地された土地で、所有権その他之權利に基づいてその全部を1の敷地として使用するもの	—
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれにかわる柱の面は計画図に表示する壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	建築物の外壁又はこれにかわる柱の面は計画図に表示する壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	—

地区整備計画	建築物等の高さの最高限度	――	建築物の高さの最高限度は20mとする。	――
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の屋根、外壁等は、地区の景観を良好に保つため刺激的な色彩を用いないものとする。		
	かき又はさくの構造の制限	――	生け垣又は開放性のあるフェンス等とする。ただし、門扉、門柱等はこの限りではない。	

「区域、地区の区分、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理由 本地区は、京浜急行久里浜線三崎口駅隣接地と土地区画整理事業により整備された部分及び駅前沿道地から構成される地区であり、周辺住宅地と調和した商業・業務地として、建築物を計画的に誘導し、適正かつ合理的な土地利用を図るため、本案のとおり決定するものである。